

〔2 所在地・校舎・教室の変更〕

① 校地の概要

- (1) 「校地」は、当該日本語教育機関の校地として使用する土地とし、その総面積、校舎の敷地（建築）面積等を記入する。
なお、建物の一部のみを所有又は賃借し、校地を所有又は賃借していない場合は記入しない。
- (2) 「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校地について記入する。
- (3) 「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する校地について記入する。
- (4) 「権利関係」は、該当するものに○を付する。
なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付すことになる。また、「その他」の場合には（ ）内に具体的関係を記入する。
- (5) 「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。
- (6) 「位置・環境」は、当該日本語教育機関の位置や環境について、具体的に機関の周辺環境、最寄り駅、機関への交通手段等を記入する。
- (7) 「校地・校舎の登記簿謄本」、「賃貸借契約書等の写し」と整合させること。

日本語教育機関の運営に関する基準

（位置及び環境）

1 3 日本語教育機関の位置及び環境は、教育上及び保健衛生上適切なものであるものとする。

（校地）

1 4 日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えるものとする。

（附則）

1 4（校地）、1 5（校舎）の規定の適用については、新規申請の日本語教育機関に限るものとし、従前の基準により認定を受けた日本語教育機関の更新申請又は変更申請についてはなお従前の例によるものとする。

<従前の例>

（校地）

日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校地を備えることが望ましい。

〔2 所在地・校舎・教室の変更〕

② 校舎の概要（教室等）

- (1) 校舎の「専用」は、基準対象コースで専ら使用する校舎について記入する。
- (2) 校舎の「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する校舎について記入する。
- (3) 「権利関係」は、該当するものに○を付する。
なお、一部自己所有の場合は、自己所有でない分についても該当するものに○を付する。したがって、複数に○を付することになる。また、「その他」の場合には（ ）内に具体的関係を記入する。
- (4) 「権利関係の概要」は、「権利関係」で○を付したものの概要について記入する。
- (5) 「普通教室の定員・面積の内訳」には、各教室ごとの収容定員、面積（内のり）、一人当たりの面積等を記入する。
なお、収容定員に見合うだけの生徒数を各教室に割振り、余った教室は自習室又は予備と記入すること。
- (6) 当該校舎に教室が7室以上ある場合には、本様式を複写して作成する。
- (7) 普通教室の「専用」は、基準対象コースで専ら使用する教室である。
- (8) 普通教室の「共用」は、基準対象コースにおいても使用するが、基準対象外コースにおいても使用する教室である。
- (9) 本様式は、分校、別棟等がある場合は、全体のもの（様式下欄の「普通教室の定員・面積の内訳」を除く。）を作成するとともに、本校・分校別、棟別にも作成する。

日本語教育機関の運営に関する基準 （校舎）

1 5 日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。

（校舎の面積等）

1 6 日本語教育機関の校舎の面積は、同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上とするものとする。ただし、115㎡を下回らないものとする。

② 日本語教育機関の校舎には、教室、教員室、事務室、図書室、保健室その他必要な附帯施設を備えるものとする。

③ 日本語教育機関の教室は、同時に授業を行う生徒数に応じ、必要な面積を備えるものとする。

（附則）

1 4（校地）、1 5（校舎）の規定の適用については、新規申請の日本語教育機関に限るものとし、従前の基準により認定を受けた日本語教育機関の更新申請又は変更申請についてはなお従前の例によるものとする。

<従前の例>

（校舎）

日本語教育機関には、その教育の目的を実現するために必要な校舎を備えるものとする。ただし、校舎の自己所有が困難な場合には、賃借権が適切に設定され教育機関として安定的に確保されているものとする。

[2 所在地・校舎・教室の変更]

③ 設備等の概要

- (1) 基準対象部分において使用するもので、自己所有に係るものについて記入する。
- (2) 机、椅子が2人掛、3人掛の場合、その旨注書きする（例示：「2人掛 10脚」等）。
- (3) 「専用」は、基準対象コースで専ら使用する設備である。
- (4) 「共用」は、基準対象外コースにおいても使用するが、基準対象コースにおいても使用する設備である。

日本語教育機関の運営に関する基準

(設備)

- 1 7 日本語教育機関は、生徒数などに応じ、必要な種類及び数の視聴覚教育機器、図書その他の設備を備えるものとする。

日本語教育機関審査内規

(設備等)

- 1 4 机、椅子、黒板などの教育を行うに当たって最小限必要と考えられる設備のレンタルは、認めないものとする。